

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

索道事業者がスキー場で使うゲレンデ整備車や降雪機等は、スキー場の運営に不可欠であり、その動力源に供する軽油については、軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が適用され、索道事業者の経営安定化に大きく寄与してきた。

免税軽油制度は、道路を走らない機械等の動力源に供する軽油について、軽油引取税を免除する制度であり、索道事業だけでなく、鉄道事業や農林業など幅広い事業における動力源の用途に認められてきたが、令和9年3月31日までの時限措置となっている。

免税軽油制度が終了することになれば、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることになる。

よって、国においては、索道事業に係る免税軽油制度を令和9年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

秋田県議会議長 工藤嘉範

衆議院議長 森 英介 様  
参議院議長 関口昌一 様  
内閣総理大臣 高市早苗 様  
総務大臣 林 芳正 様  
財務大臣 片山さつき 様  
国土交通大臣 金子恭之 様